

○大阪市水道事業給水条例施行規程

昭和33年4月1日

(水) 規程第4号

大阪市上水道条例施行規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第2号）を次のように改正する。

大阪市水道事業給水条例施行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共用給水装置の設置条件)

第2条 条例第5条第1項に規定する大阪市水道局長（以下局長という。）が必要と認める者とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 専用給水装置を設置することができない者
- (2) 給水装置を屋外に設置しもつぱら住居の用に使用する者

(貸付共用給水装置)

第3条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水管の延長が60メートル以内であること
- (2) 局長が必要と認めること

2 条例第5条第2項に規定する共用給水装置（以下貸付共用給水装置という。）については、これに変更を加え、又はこれから分岐することができない。

3 局長が必要と認めるときは、貸付共用給水装置を譲渡することができる。

(代理人及び総代人の選定又は変更の届出)

第4条 給水装置の所有者（以下所有者という。）が、条例第6条第1項の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で局長に届け出なければならない。条例第7条の規定による代理人又はその住所に変更があつたときも同様である。

2 条例第6条第2項の規定により総代人の選定を求められたときは、次の各号により直ちに局長に届け出なければならない。条例第7条の規定による総代人又はその住所に変更があつたときも同様である。

- (1) 給水装置を共有するときは、所有者の連署

(2) 共用給水装置を使用するときは、給水装置の使用者（以下使用者という。）の連署（届出義務者）

第5条 条例第7条各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次のとおりである。

- (1) 給水装置の所有権に変動があつたときは、新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは、新所有者
- (2) 給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするときは、使用者
- (3) 使用者に変更があつたときは、使用者
- (4) 所有者の住所に変更があつたときは、所有者
- (5) 共用給水装置の使用戸数に異動があつたときは、使用者又は総代人
- (6) 給水装置の用途の変更があつたときは、使用者
- (7) 消火のため、私設消火せんを使用したときは、使用者
- (8) 演習のため、私設消火せんを使用しようとするときは、使用者

## 第2章 給水装置の工事及び管理

(給水の方式)

第6条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 配水管の水圧を利用し、給水栓まで直接給水するもの、又は、配水管の水圧に影響を及ぼさず、かつ、配水管の水圧を利用しつつ給水管の水圧をポンプにより増加させる装置（以下「直結給水用増圧装置」という。）を設置し、給水栓若しくは高置水槽への給水口まで給水するもの
- (2) 受水槽方式 受水槽への給水口まで給水するもの

2 前項各号に掲げる給水の方式は、給水装置ごとに水の使用量及び使用個所等を勘案し局長が定める。

3 1建物には、直結方式及び受水槽方式を併用することができない。ただし、局長が必要と認める場合は、この限りでない。

(給水装置の設置)

第6条の2 専用給水装置は、1戸又は1事業につき2以上設置することができない。ただし、局長が必要と認める場合は、この限りでない。

(給水装置の構造)

第7条 給水装置は、給水管、分水せん、止水せん、給水せん及び水道メーター（以下メーターという。）等をもつて構成する。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

第8条 削除

第9条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量その他の事情を参しやくして局長が定める。

第10条 条例第10条の2第1項の規定により局長が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質の基準は、別に定める。

第11条 削除

(工事申込書の提出)

第12条 条例第11条第1項の規定により給水装置の設置又は変更の工事（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更の工事を除く。以下「工事」という。）の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した工事申込書を提出しなければならない。

2 条例第11条第1項ただし書に規定する工事とは、条例第17条第3項の規定により指定給水装置工事事業者（条例第13条第1項の指定を受けた者をいう。以下同じ。）に申し込む修繕その他必要な処置をいう。

(利害関係人の同意書等の提出)

第13条 局長は、条例第11条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

- (1) 工事申込者以外の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 分岐されることとなる給水装置の所有者の同意書
- (2) 工事申込者以外の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき 工事申込者の誓約書又は当該土地の所有者の同意書
- (3) 前2号に掲げるほか、局長が必要と認めるとき 工事申込者の誓約書又は当該工事に係る利害関係人の同意書

(指定給水装置工事事業者の道路下における施工範囲)

第14条 条例第12条第1項の規定により指定給水装置工事事業者が道路（一般交通の用に供する道をいう。）下において施行することができる工事の範囲は、局長が別に定める。

(設計審査及びしゅん工検査)

第15条 条例第12条第2項に規定する設計審査の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式のものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐点から給水栓まで。ただし、直結給水用増圧装置を設置し、高置水槽への給水口まで給水するものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐点から高置水槽への給水口まで

(2) 受水槽方式のものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐点から受水槽への給水口まで

2 前項第2号の場合にあつては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。

3 条例第12条第2項に規定するしゅん工検査の範囲は、第1項の設計審査の範囲と同様とする。

(工事の変更及び取消)

第16条 工事申込者が工事を変更又は取消をしようとするときは、直ちに局長に申し込まなければならない。

2 第12条の申込書を提出した日から30日以内に工事費予定額を前納しないときは、工事申込を取り消したものとみなす。

(指定給水装置工事事業者の指定)

第17条 局長は、条例第13条第1項の指定をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し遅滞なく通知し、及び当該指定をしたことを告示する。

2 局長は、水道法第25条の3の2に規定する更新をしたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し遅滞なく通知し、及び当該更新をしたことを公表する。

3 第1項の指定による通知は、第1号様式により行い、前項の更新による通知は、第2号様式により行う。

4 条例第13条第4項の証書は、第3号様式による。

(講習の実施)

第17条の2 局長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者その他別に定めるものを対象とする講習を実施することができる。

2 前項に規定する講習の実施について必要な事項は、局長が別に定める。

(指定の取消し)

第18条 局長は、条例第13条第3項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したときは、当該指定給水装置工事事業者に対し遅滞なく通知し、及び当該指定を取り消したことを告示する。

2 前項の通知は、第4号様式による。

3 条例第13条第4項の証書の交付を受けている者が指定を取り消されたときは、当該証書を局長に返納しなければならない。

(工事費の精算)

第19条 条例第15条第3項ただし書の規定により還付又は追徴しないことができるときと

は、前納金と精算額との差額が100円未満の場合をいう。

(工事費の算出方法)

第20条 条例第16条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

- (1) 設計費は、工事の設計に要する労力の算出歩数に、その設計に従事する職員の1日当たりの賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数及び当該職員の1日当たりの賃金の額は、局長が別に定めるところによる。
- (2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に局長が別に定める材料単価額を乗じて算出する。ただし、管接合材料費については、免除する。
- (3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力の算出歩数に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて得た額とし、労力の算出歩数、配管工及び土工の賃金の額については、局長が別に定めるところによる。
- (4) 道路復旧費は、その工事による道路の掘削跡復旧面積に局長が別に定める単価額を乗じて算出する。ただし、砂利道路その他道路管理者が復旧するものについては、道路管理者が別に定めるところによる。
- (5) 重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、前号に定める道路復旧費のほか、局長が別に定める道路掘削跡仮復旧費を徴収する。
- (6) 間接経費は、監督料、損料及び事務費とし、それぞれ設計費、材料費及び労力費の合計額に100分の3、100分の5及び100分の12を乗じて得た額とする。ただし、局長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。
- (7) 前号の間接経費の合計額に1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

(給水装置の修繕)

第21条 条例第17条第3項及び第4項の規定により市が施行した修繕その他必要な処置に要した費用は、局長が別に定めるところにより算出して徴収する。

- 2 条例第17条第5項ただし書に規定する特別の事由は、配水管の分岐点からメーターまでの部分の給水装置の漏水修繕(使用者又は所有者の故意又は重大な過失により生じた漏水修繕を除く。)及びその他局長が適当と認める事由とする。
- 3 市が施行した工事で、しゅん工後6月以内に当該給水装置が損傷したときは、市の費用をもつて修繕する。ただし、不可抗力又は使用者若しくは所有者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(しゅん工図書)

第21条の2 条例第18条の2第1項に規定するしゅん工図書とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) しゅん工図面
- (2) 配水管及び給水管の位置図の一部
- (3) その他局長が必要と認めるもの

### 第3章 給水

(私設消火せん)

第22条 私設消火せんを公共のための演習に使用しようとするときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

2 私設消火せんには、市が封印する。

(水量の認定)

第23条 条例第21条第1項ただし書に規定する局長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量（以下水量という。）が不明のとき。
- (2) 前号のほか、局長が特別の理由により水量を計量する必要がないと認めるとき。

2 水量の認定の方法は、局長が別に定める。

(メーターの端数計算)

第24条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け、又は取外しをした月は、この限りでない。

(メーターの設置基準)

第25条 メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個設置し、私設消火せんには設置しない。ただし、この基準により難いときは、その都度局長の許可を受けなければならない。

(メーターの設置場所等)

第26条 メーターは、給水装置を使用する当該建築物等の敷地内の屋外で、かつ、点検、取替作業が容易な場所に設置する。ただし、これにより難いと局長が認めるときは、この限りでない。

2 メーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復を命じ、履行しないときは、市が施行してその費用を違反者から徴収することができる。

4 局長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(給水装置及び水質の検査)

第27条 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき

2 局長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

#### 第4章 料金、分担金及び手数料

(用途の適用基準)

第28条 条例第26条第1項の表の「一般用」とは、次項及び第3項の用途以外の用途をいう。

2 条例第26条第1項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
- (2) 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
- (3) 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
- (4) 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
- (5) その他前各号に掲げるものに類する目的

3 条例第26条第1項の表及び前項第3号の「湯屋用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の営業を行う目的で使用する場合の用途をいう。

第28条の2 2以上の専用給水装置を同一の用途に使用する者の料金は、当該2以上の給水装置の水量を合算して計算する。ただし、局長が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料提出の請求)

第29条 用途の適用又は水量の認定等について局長が必要と認めるときは、使用者の資料の提出を求めることができる。

(共同住宅の料金徴収の特例)

第30条 生活の本拠として継続的な居住の用に供されている共同住宅で、独立した住居ごとの使用水量を表示する機器を設置しているものについては、局長が定めるところにより、独立した住居ごとにその水量を計量し、それぞれに専用給水装置の料金を適用して料金を算定することができる。

2 前項の規定により算定した料金は、当該独立した住居の入居者(以下「入居者」という。)から徴収する。ただし、入居者から料金の支払いがないときは、使用者から徴収することができる。

3 前2項の規定の適用を受けようとする使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込み、料金その他の取扱いに関し、契約を締結しなければならない。

(共同住宅の料金計算の特例)

第30条の2 前条の規定によるもののほか、局長が必要と認める共同住宅については、各入居者の使用水量を均等とみなし、それぞれに専用給水装置の料金を適用して料金を計算することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする使用者は、局長が定めるところにより、局長に申し込まなければならない。

3 第1項の適用を受けている共同住宅の使用者は、当該共同住宅の入居戸数に変動があつたときは、速やかに局長に届け出なければならない。

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第31条 条例第7条の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合でも条例第26条第1項に規定する料金のうち基本料金に係る部分を徴収する。

(料金の月計算及び徴収)

第32条 料金は、前月の定例点検日の翌日から当月の定例点検日までを1月として算定し、当月の定例点検日の属する月分として毎月徴収する。

(定例日の変更による使用日数15日以内のものの料金計算)

第33条 条例第21条第2項ただし書の規定により定例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内となつたときの料金の計算については、条例第27条の規定を準用する。

(料金の端数計算)



第33条の2 条例第26条第1項ただし書に規定する1円未満の端数金額があるときの端数計算については、同項の規定により算定した料金について、条例第31条第3項及び第4項の規定により徴収する額ごとに1円未満の端数金額を切り捨てる。

(料金概算額の徴収)

第34条 条例第33条第1項の規定による料金概算額は、おおむね次の各号により徴収する。

- (1) 条例第42条の規定により給水を停止された者で、将来も滞納のおそれのある者に対しては、1月分以内の料金概算額
- (2) 土木工事、建築工事、興行等のため臨時に給水装置を使用する者に対しては、使用予定期間中の料金概算額。ただし、使用予定期間が1月以上にわたるものについては、1月分の料金概算額

(メーターの口径が125ミリメートル又は75ミリメートル未満の場合の分担金)

第34条の2 条例第33条の2第1項第2号に規定する局長が別に定める額は、メーターの口径に応じ次に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	25,000円
20ミリメートル	75,000円
25ミリメートル	140,000円
40ミリメートル	460,000円
50ミリメートル	830,000円
125ミリメートル	9,100,000円

第34条の3 条例第33条の2第1項第3号に規定する局長が必要と認めるものとは、給水装置を新設することにより2以上の給水装置を設置することとなる場合及び既に2以上の給水装置を設置し、それらの全部又は一部のものを改造(メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。)する場合のものをいう。ただし、全部のメーターの口径(改造の場合は、改造後のメーターの口径をいう。以下同じ。)が75ミリメートル未満の場合は、各メーターの口径に応じ負担することとなる分担金の額の合計が、2,300,000円に100分の110を乗じて得た額以上となる時に限る。

2 前条の規定は、前項ただし書に規定する各メーターの口径に応じ負担することとなる分担金の額及び条例第33条の2第1項第3号に規定する局長が別に定める分担金の額について準用する。

3 第1項に規定するもののうち昭和48年10月31日以前に設置又は工事の申込みをされた

もの及び前2項の規定により分担金を納入したものについては、前項に規定する分担金を徴収しない。

#### 第35条 削除

(料金等の納期限等)

第36条 条例第34条の2に規定する料金、分担金、手数料その他の費用（以下「納付金」という。）の納期限は、局長が指定する。

2 納入通知書は、納期限の10日前までに納付金の納入義務者に発送するものとする。

(領収証書の交付等)

第37条 納入通知書に基づく払込み（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項第2号ロに規定する決済（以下「電子決済」という。）の方法によるものを除く。）の方法により納付金を納付した者には、局長が別に定める領収証書を交付する。

2 前項の領収証書には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める領収印を押印するものとする。

(1) 現金取扱員が収納した場合 局長の公印及び当該現金取扱員の印

(2) 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が収納した場合 収納した金融機関所定の領収印

(3) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により納付金の収納の事務の委託を受けた者が収納した場合 当該委託を受けた者が定める領収印

3 納入通知書に基づく払込み（電子決済の方法によるものに限る。）の方法による納付及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた者による納付については、領収証書を発行しないものとする。

4 口座振替の方法による納付については、領収証書を発行せず、局長が別に定める振替済通知書を交付するものとする。

#### 第37条の2及び第37条の3 削除

(分担金の減免)

第37条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第36条の規定により分担金を減免する。

(1) 第28条第1項に規定する湯屋用の用途適用を受ける公衆浴場

(2) 住宅

(3) その他局長が必要と認めるもの

第37条の5 前条の規定による減免額は、当該給水装置をもつばら前条各号のいずれかに該当するものに使用するとき、当該給水装置にかかる分担金の全額を免除し、当該給水装置の一部を前条各号のいずれかに該当するものに使用するとき、もつばらこれらのものに使用するため給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額を減免する。この場合において新設する給水装置のメーターの口径は、水の使用量等を勘案して局長が定める。ただし、住宅については、住宅1戸あたりの給水装置のメーターの口径は、13ミリメートルとする。

2 前項に規定する給水装置を新設する場合に負担することとなる分担金の額は、新設する給水装置のメーターの口径が75ミリメートル以上の場合は、条例第33条の2第1項第1号に規定する分担金の額、メーターの口径が75ミリメートル未満の場合は、第34条の2に規定する分担金の額とし、当該給水装置にかかる分担金の額を限度とする。

#### 第4章の2 地下水等利用専用水道

(地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等)

第37条の6 条例第36条の2第1項の規定による指導は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地下水等利用専用水道（条例第36条の2第1項に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。）に係る給水装置における水の滞留防止に関すること
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している旨の当該地下水等利用専用水道を設置している施設における掲示に関すること
- (3) その他局長が必要と認める事項

2 条例第36条の2第2項に規定する地下水等利用専用水道に関する情報は、次のとおりとする。

- (1) 地下水等利用専用水道の設置者が法人又は組合である場合においては、その名称
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 地下水等利用専用水道による給水開始の年月日
- (4) その他局長が必要と認める事項

3 条例第36条の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書を局長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 地下水等利用専用水道による給水開始の年月日
- (4) 一日最大給水量並びにこのうち市が供給する水及び地下水その他の市が供給する水以外の水が混合される量
- (5) 一日平均給水量
- (6) 地下水等利用専用水道を設置している旨の当該地下水等利用専用水道を設置している施設での掲示の有無
- (7) その他局長が必要と認める事項

4 前項に規定する届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。ただし、局長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地下水等利用専用水道に係る給水装置及び当該地下水等利用専用水道の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- (2) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面
- (3) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の逆流防止措置を明らかにする図面

5 条例第36条の2第5項の規定による届出は、第3項各号（第7号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときに行わなければならない。

#### 第4章の3 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第37条の7 条例第36条の3第4項に規定する基準は、大阪市小規模給水施設の維持管理に関する指導要綱によることとする。

#### 第5章 雑則

(細目)

第38条 この規程の細目については、局長が別に定める。

#### 附 則 抄

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市水道局給水工事の設計及び施行に関する規程（昭和30年大阪市水道事業管理規程第16号）は、廃止する。
- 6 この規程施行の際、改正前の規定により施行された工事は、この規程により施行されたものとみなす。

附 則（昭和34年4月1日（水）規程第12号）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年6月2日（水）規程第6号）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和35年6月1日から適用する。

附 則（昭和39年4月1日（水）規程第3号）

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月2日（水）規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月30日（水）規程第11号）

- 1 この規程は、昭和40年11月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第30条の2第1項の規定の適用を受けることとなつた共同住宅等については、適用を受けることとなつた日の属する月分の料金から、当該規定を適用する。
- 3 この規程施行の際、第30条の規定の適用を受けているものについては、この規程の規定により届出があつたものとみなす。

附 則（昭和44年8月28日（水）規程第9号）抄

- 1 この規程は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則（昭和45年8月13日（水）規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年9月24日（水）規程第14号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年6月1日（水）規程第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和47年6月1日から施行する。  
（施行日前に受付けた工事申込の取扱い）
- 2 この規程による改正後の規程の施行の際、既に設置された給水装置並びに工事の申込を受けつけたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月1日（水）規程第13号）抄

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日（水）規程第6号）

この規程は、昭和48年3月26日から施行し、申請日の属する月の翌月以降で最初に計量又は認定した水量に基づいて徴収する料金から適用する。ただし、昭和48年3月31日までに申請があつた社会福祉施設については、昭和48年3月分の料金から適用する。

附 則（昭和48年6月28日（水）規程第13号）

この規程は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月1日（水）規程第16号）抄  
（施行期日）

- 1 この規程は、昭和48年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に設置又は工事の申込をされている給水装置については、この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和49年5月23日（水）規程第9号）抄  
（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月10日（水）規程第12号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、この規程による改正前の大阪市水道事業給水条例施行規程第17条第1項の規定により市に登録をしている材料で、この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第17条第2項第2号に該当するものについては、当該登録をもつて改正後の規程第17条第2項第1号の承認を得たものとみなす。

附 則（昭和50年2月6日（水）規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年2月20日（水）規程第2号）

この規程は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月1日（水）規程第10号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の日（以下「施行日」という。）から昭和51年5月31日までの間に限り、湯屋用の使用者について、条例第36条の規定により料金を減免する。この場合における

減免額は、条例第26条第1項第1号の規定により算出した料金のうち超過料金に係る部分の料金の額と大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和50年大阪市条例第45号）による改正前の条例第26条第1項第1号の規定により算定した料金のうち超過料金に係る部分の料金の額との差額とする。

- 3 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、昭和50年10月分の料金から適用し、昭和50年9月分までの料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程第37条の3中社会福祉施設に係る料金の減免に関する規定及びこの規程附則第2項の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月23日（水）規程第12号（昭和50年9月1日（水）規程第10号大阪市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程））  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日（水）規程第8号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月21日（水）規程第16号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月1日（水）規程第7号）  
この規程は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和55年10月9日（水）規程第8号）
- 1 この規程は、昭和55年11月1日から施行する。
  - 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、昭和55年12月分の料金から適用し、昭和55年11月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日（水）規程第7号）  
この規程は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和59年4月1日（水）規程第4号）
- 1 この規程は、昭和59年5月1日から施行する。
  - 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、条例第21条第2項の規定により4月ごとの定例日に点検するものについては、昭和59年7月分の料金から、毎月点検するものについては、

同年5月分の料金から適用し、それぞれの前月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月1日（水）規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月25日（水）規程第7号）

- 1 この規程は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第30条第3項の規定により契約を締結した共同住宅については、この規程による改正前の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）第30条に定める公営鉄筋住宅等を除き、昭和62年4月1日から改正後の規程第30条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 3 この規程の施行の際、改正前の規程第30条又は第30条の2第1項の規定の適用を受けている共同住宅等については、改正後の規程第30条第3項に定める契約の締結又は第30条の2第2項に定める申込みがあつたものとみなす。

附 則（平成元年4月1日（水）規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月27日（水）規程第12号）

- 1 この規程は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第37条の2の規定により新たに減免の対象となった社会福祉施設に係る改正後の規程第37条の3中社会福祉施設に係る料金の減免に関する規定は、申請の日の属する月の翌月以降で最初に計量又は認定した水量に基づいて徴収する料金から適用する。

附 則（平成4年2月27日（水）規程第1号）

- 1 この規程は、平成4年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、条例第21条第2項の規定により4月ごとの定例日に点検するものについては、平成4年5月分の料金から、毎月点検するものについては、同年3月分の料金から適用し、それぞれの前月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月27日（水）規程第2号）

- 1 この規程は、平成5年6月1日から施行する。



- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、条例第21条第2項の規定により4月ごとの定例日に点検するものについては、平成5年8月分の料金から、毎月点検するものについては、同年6月分の料金から適用し、それぞれの前月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年9月1日（水）規程第5号）

- 1 この規程は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第37条の2の規定により新たに減免の対象となった高齢者世帯に係る改正後の規程第37条の3中高齢者世帯に係る料金の減免に関する規定は、計量又は認定した水量に基づいて、申請の日以降で最初に徴収する料金から適用する。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の2第7号の規定の適用を受けている高齢者世帯に係る料金の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日（水）規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月30日（水）規程第17号）

この規程は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年2月23日（水）規程第1号）

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日（水）規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日（水）規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日（水）規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。ただし、給水装置を設置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認の申請書を建築主事が受理したことを証する書面又は確認の通知書を、施行日前に大阪市水道局長に提示しない場合は、この限りでない。

附 則（平成9年5月30日（水）規程第12号）

- 1 この規程は、平成9年6月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3中生活保護世帯等に係る料金の減免に関する規定は、条例第21条第2項の規定により4月ごとの定例日に点検するものについては、平成9年8月分の料金から、毎月点検するものについては、同年6月分の料金から適用し、それぞれの前月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月30日（水）規程第14号）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日（水）規程第2号）

（経過措置）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成10年大阪市条例第35号。以下「改正条例」という。）の施行の際、現に改正条例による改正前の大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号。以下「旧条例」という。）第13条第1項の公認を受けている者（以下「公認業者」という。）についてのこの規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第17条第1項の適用については、同項中「条例第13条第1項の指定をした」とあるのは「大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成10年大阪市条例第35号）附則第3項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなした」とする。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規程による改正前の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「旧規程」という。）第15条の2第3項の規定により大阪市水道局長（以下「局長」という。）がした指定については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公認業者」とあるのは、「当該工事を施行した者」とする。

3 施行日前6月以内に公認業者が施行した工事については、旧規程第21条第5項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公認業者の」とあるのは、「当該工事を施行した者の」とする。

（大阪市給水工事公認業者に関する規程の廃止）

第3条 大阪市給水工事公認業者に関する規程（昭和49年大阪市水道事業管理規程第9号。

以下「公認業者規程」という。)は、廃止する。

- 2 公認業者は、別に定めがあるもののほか、公認業者規程第5条、第7条第3項及び第8条第3項の規定に関わらず、その資格を失う。
- 3 公認業者規程第15条第1項又は第2項の規定により公認業者又は公認業者が組織し局長に届出のある組合が市に納めた保証金は、返還する。
- 4 この規程の施行の際、現に旧条例第13条第4項の申請により登録された責任技術者又は技能者は、別に定めがあるもののほか、公認業者規程第22条第2項の規定に関わらず、その資格を失う。
- 5 局長は、第2項及び前項の規定により生じた損害については、その責を負わない。

附 則(平成11年4月1日(水)規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月1日(水)規程第8号)

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)第37条の2の規定により新たに減免の対象となつた世帯に係る改正後の規程第37条の3中料金の減免に関する規定は、この規程の施行後かつ申請の日以降最初に徴収する料金から適用する。

附 則(平成15年2月21日(水)規程第1号)

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成15年5月1日(水)規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月29日(水)規程第14号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日(水)規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日(水)規程第19号)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成18年10月以後の月分の料金について適用し、平成18年9月以前の月分の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月31日(水)規程第24号)

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年8月3日（水）規程第28号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日（水）規程第8号）

（施行期日等）

- 1 この規程中第37条の2の前の見出しの改正規定、同条の改正規定、第37条の3第1項の改正規定、第37条の4第2号の改正規定、第4章の2中第37条の6を第37条の7とし、同章を第4章の3とし、第4章に1章を加える改正規定及び次項の規定は平成20年4月1日から、その他の規定は同年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の2（第12号に係る部分に限る。）の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月5日（水）規程第28号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月10日（水）規程第32号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月28日（水）規程第31号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日（水）規程第5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（水）規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条の3第1項の規定は、平成25年4月以後の月分の料金について適用し、同年3月以前の月分の料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成25年10月以後の月分の料金について適用し、同年9月以前の月分の料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前規程」という。）第37条の3第1項の規定により現に料金が減免されている改正前規程第37条の2第1項第8号から第13号までに掲げる社会福祉施設に係る平成25年10月から平成26年3月までの月分の料金については、改正前規程第37条の2及び同規程第37条の3の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成26年3月31日（水）規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第37条の3の改正規定 平成26年5月1日
  - (2) 第35条の改正規定、第36条第2号の次に1号を加える改正規定及び第37条第3項の次に1項を加える改正規定 平成26年6月1日
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第34条の2及び第34条の3第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、施行日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第37条の3の規定は、平成26年5月1日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日（水）規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月17日（水）規程第27号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年9月2日（水）規程第29号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日（水）規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日（水）規程第4号）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第34条の2及び第34条の3第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、施行日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月2日（水）規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付があった場合におけるこの規程による改正後の大阪市水道事業給水条例施行規程第37条第3項の規定の適用については、同項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた者」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」とする。

第1号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

大阪市水道局長



指 定 通 知 書

次のとおり指定給水装置工事業者に指定しましたので、通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日

有効期限： 年 月 日

第2号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

大阪市水道局長



更 新 通 知 書

次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を更新しましたので、通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 更新年月日 年 月 日

有効期限： 年 月 日



第3号様式(第17条関係)

第 号

指 定 証

(事業者の名称)

上記の者は指定給水装置工事事業者であることを証する

有効期限： 年 月 日

年 月 日

大阪市水道局長

㊟

第4号様式(第18条関係)

	第	号
	年	月
様		日
	大阪市水道局長	㊟
指 定 取 消 通 知 書		
大阪市水道事業給水条例第13条第3項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので通知します。		
記		
1	氏名又は名称	
2	指定番号	
3	指定取消日	
4	指定取消しの理由	
注		

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第1号様式 (第17条関係)

第2号様式 (第17条関係)

第3号様式 (第17条関係)

第4号様式 (第18条関係)